



誰一人取り残されないデジタル社会の実現の鍵を握る、 マイナンバーカードの普及と利活用推進について

鎌倉市スマートシティ推進参与
日下 光

2022年11月8日

デジタル社会の最重要ツール、マイナンバー制度について理解する



マイナンバー（個人番号）

- 日本国内の全住民に（強制的に）割り当てられた、12桁の一意の番号
- 番号法により、「**税**」「**社会保障**」「**災害対策**」の分野に限り、法令で定められた目的における手続き（個人番号利用事務・個人番号関係事務）に限って利用することができる。
- 番号法で、取得、利用、提供、保管、安全管理に厳しい規制がある。定められた利用主体、利用範囲においてのみ使われる。
情報が一元管理できない仕組みとなっており、例外を除き、名寄せも禁止。
- 基本的に、行政機関や地方公共団体における手続き簡素化や業務効率化のために用いられる番号（識別子）であり、**民間事業者が何かに活用できるものではない。**



マイナンバー通知カード

- かつて個人番号を住民に通知するために郵送された紙製のカード。令和2年5月25日より新規および再発行は廃止。
- 個人番号の他、基本4情報が印字されており、住所等に変更がない限り、個人番号を証明する書類として使用できた。
- 顔写真が無く、そもそも本人確認の書類としては利用できない。
- 今後、個人番号を証明するには、マイナンバーカード、もしくは住民票（or記載事項証明書）が必要となる。



マイナンバーカード

- 個人が申請することで、基礎自治体が厳格な本人確認を行った上で発行する、顔写真付きの身分証明書兼ICカード。
- 基本4情報を含む本人確認と、個人番号の証明を同時に行える唯一の身分証明書。
- 電子証明書をICチップ内に搭載することが可能であり、対面だけでなく、オンラインでも本人確認ができる、**日本で唯一の政府発行による本人確認トラストアンカー**である。
- **官民間問わず、個人番号の利用範囲とは関係なく、本人確認の手段として幅広く活用することが可能。**



データから見るマイナンバーカードの今



- 全国のマイナンバーカード交付率は**51%**(2022年10月末現在) → 運転免許証は**全国約66%**
- 47都道府県中7都府県は全国平均を2%以上上回る交付率 → **神奈川県は52.2%**(9月末現在)
- **鎌倉市は53.3%**(県内の人口10万人以上の自治体で**No.1** : 9月末現在)

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について (令和4年8月末時点)

○ 年齢・男女別

年齢	人口(R4.1.1時点)			交付枚数			人口に対する交付枚数率			全体に対する交付枚数率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	61,420,626	64,507,276	125,927,902	29,471,287	30,189,540	59,660,827	48.0%	46.8%	47.4%	100.0%	100.0%	100.0%
0~4歳	2,279,668	2,171,048	4,450,716	681,509	651,197	1,332,706	29.9%	30.0%	29.9%	2.3%	2.2%	2.2%
5~9	2,635,024	2,503,916	5,138,940	1,051,976	1,010,668	2,062,644	39.9%	40.4%	40.1%	3.6%	3.3%	3.5%
10~14	2,793,011	2,653,060	5,446,071	1,087,966	1,054,310	2,142,276	39.0%	39.7%	39.3%	3.7%	3.5%	3.6%
15~19	2,879,636	2,739,887	5,619,523	1,210,276	1,165,377	2,375,653	42.0%	42.5%	42.3%	4.1%	3.8%	4.0%
20~24	3,218,643	3,054,516	6,273,159	1,449,522	1,501,615	2,951,137	45.0%	49.2%	47.0%	4.9%	5.0%	4.9%
25~29	3,302,687	3,107,602	6,410,289	1,529,165	1,642,357	3,171,522	46.3%	52.8%	49.5%	5.2%	5.4%	5.3%
30~34	3,395,864	3,220,391	6,616,255	1,652,531	1,722,441	3,374,972	48.7%	53.5%	51.0%	5.6%	5.7%	5.7%
35~39	3,801,460	3,649,784	7,451,244	1,811,616	1,840,265	3,651,881	47.7%	50.4%	49.0%	6.1%	6.1%	6.1%
40~44	4,185,468	4,036,207	8,221,675	1,922,511	1,925,568	3,848,079	45.9%	47.7%	46.8%	6.5%	6.4%	6.4%
45~49	4,949,126	4,796,536	9,745,662	2,209,752	2,190,117	4,399,869	44.6%	45.7%	45.1%	7.5%	7.3%	7.4%
50~54	4,760,262	4,664,526	9,424,788	2,187,899	2,208,517	4,396,416	46.0%	47.3%	46.6%	7.4%	7.3%	7.4%
55~59	3,922,885	3,898,858	7,821,743	1,974,893	2,012,781	3,987,674	50.3%	51.6%	51.0%	6.7%	6.7%	6.7%
60~64	3,657,943	3,720,450	7,378,393	1,987,860	1,997,318	3,985,178	54.3%	53.7%	54.0%	6.7%	6.6%	6.7%
65~69	3,785,404	3,984,827	7,770,231	2,025,292	2,018,495	4,043,787	53.5%	50.7%	52.0%	6.9%	6.7%	6.8%
70~74	4,539,801	5,064,758	9,604,559	2,359,556	2,445,199	4,804,755	52.0%	48.3%	50.0%	8.0%	8.1%	8.1%
75~79	2,986,726	3,693,443	6,680,169	1,754,874	1,921,773	3,676,647	58.8%	52.0%	55.0%	6.0%	6.4%	6.2%
80~84	2,323,849	3,251,908	5,575,757	1,331,828	1,497,336	2,829,164	57.3%	46.0%	50.7%	4.5%	5.0%	4.7%
85~89	1,370,107	2,436,954	3,807,061	812,340	906,798	1,719,138	59.3%	37.2%	45.2%	2.8%	3.0%	2.9%
90歳以上	633,044	1,858,568	2,491,612	429,921	477,408	907,329	67.9%	25.7%	36.4%	1.5%	1.6%	1.5%

- 全国平均より大幅に低い普及率水準
- 15歳未満は、署名用電子証明書の発行がされない。
- ほとんどの場合、親が代理人として手続きを済ますため、マイナンバーカードがなくても保険証などで代用できてしまう。
- 署名用電子証明書が発行できる15歳以上から19歳までの交付率は全国平均以下だが、男女差はない(親による取得申請?)
- 成人年齢が18歳からとなったことで、公的身分証明書が必要に
- 20~39歳までは、男女別で見ると普及率が最大6%以上と大幅に男女別の交付率の乖離が見られる
- 子育て世帯の場合、妻は子の分の申請までは同時申請できるが、夫の来庁、カード取得が同時にできないことも要因? → 申請ベースでどれくらいギャップがあるか分析すると、申請はしているが受け取りにこれしていないことが原因。など分析可能か?
- 労働人口的にも、経済活動的にも活発な40~54歳までが全国平均よりやや低い
- 全国平均よりも3%以上男女計の普及率が高い世代
- 男女の普及率平均が20~39歳のセグメントとは逆転し、男性の普及率のほうが最大6%高い → 免許返納世代との相関関係がある?
- 65~75歳のいわゆるアクティブシニア層もここに含まれる

マイナンバーカードはデジタル社会の「カギ」「ハンコ」「身分証」の3役



- これまでの対面のみを前提としたデジタル社会では当たり前だった、「信頼性の担保」はデジタル社会ではマイナンバーカードで担うことができる。
- アナログな手続きよりも、信頼ある記録(ログ)が残すことが可能であればマイナンバーカードを使ったデジタルサービスのほうが市民にとっても自治体にとっても安心、安全



①カギ = 電子認証
セキュリティ & 機密保持

②ハンコ = 電子署名
信頼性 & 真正性の担保

③身分証 = 本人確認
デジタル上で確実に本人であることを担保

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報は入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。



オンラインの利用にはマイナンバーは使われない



マイナンバーカードに搭載されているICチップには、券面情報に加えて「利用者証明用電子証明書」・「署名用電子証明書」の2種類の電子証明書（及び、それに対応する秘密鍵）が搭載されている。これらを用いることで、非対面においても本人確認を行うことができる。

利用者証明用電子証明書

利用者の認証（同一性の検証）に用いる電子証明書。電子証明書内には、氏名を含めて基本4情報は含まれておらず、カードの持ち主が同一の本人であることのみを検証することができる。

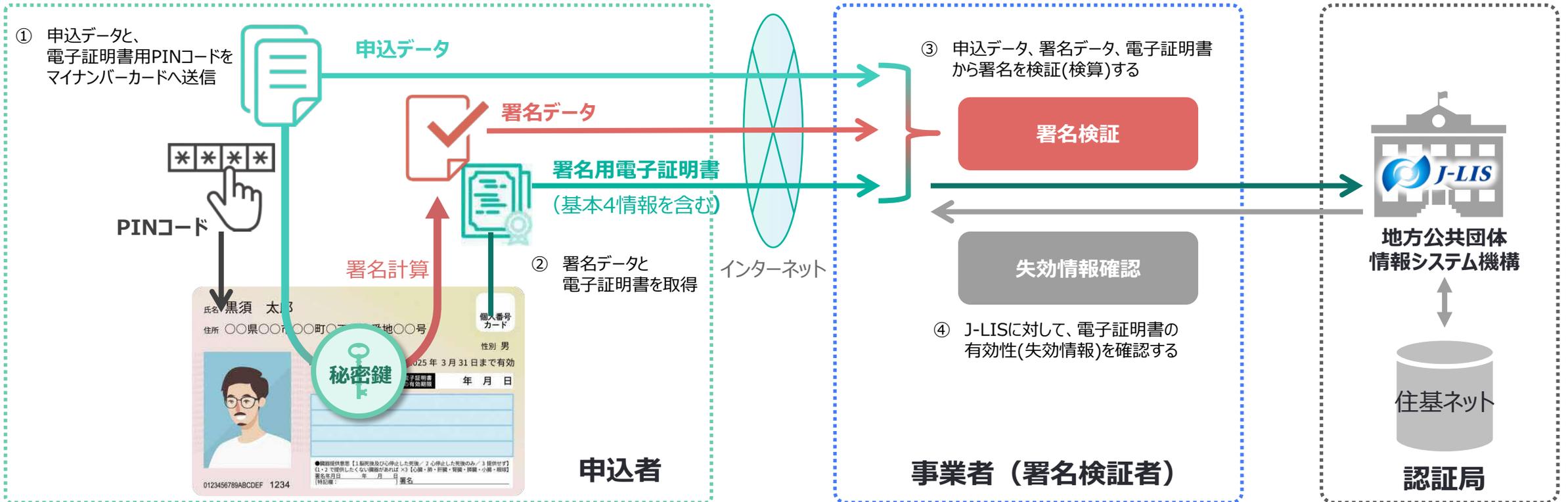
署名用電子証明書

利用者の意志の表明（電子署名）に用いる電子証明書。電子証明書内には基本4情報が記載されており、署名文書に対して、検証可能な身元情報を与えることができる。

利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書	券面情報	その他
<ul style="list-style-type: none">シリアル番号発行年月日有効期限発行者	<ul style="list-style-type: none">シリアル番号発行年月日有効期限発行者氏名生年月日性別住所	<ul style="list-style-type: none">表面記載のテキストデータ顔写真券面画像個人番号	<ul style="list-style-type: none">住民基本台帳関連空き容量（拡張用）
公開鍵	公開鍵		
JPKI CAによる電子署名	JPKI CAによる電子署名	JPKI CAによる電子署名	
秘密鍵	秘密鍵		

※秘密鍵は外部から読み出すことは不可能

マイナンバーカードによるオンライン本人確認の仕組み（概要）



- マイナンバーカード自体は、市区町村の窓口で対面によって厳格な本人確認がなされた住民に対して、発行される。(IAL=3の身元確認)
- マイナンバーカードに設定されているPINコード (知識) と、秘密鍵 (所持) から計算される署名データ、そしてそれらを検証するための電子証明書をセットにして送信することで、「耐タンパー性のあるHW」と「暗号プロトコル」による「多要素認証」が行われる。(AAL=3の当人認証)
- マイナンバーカードは、それ単体でIAL=3からAAL=3、すなわち保証レベル3 (最高位) による本人確認をオンラインで実施することができる。
- 署名用電子証明書には、対象者の基本4情報が記載されており、これらを読み取ることで事業者は確実な個人情報を取得することができる。(電子証明書には、認証局の電子署名が含まれている)
- 電子証明書の発行者である地方公共団体情報システム機構 (J-LIS) は、住基ネットの情報に基づき、電子証明書の有効性を返答する。(J-LISは電子証明書の現時点での失効情報をYes/Noだけで返答し、失効の理由や、最新の基本4情報を返答するわけではない。)

政府検討会では、「政府による公的な電子証明書のスマホ搭載」と「マイナンバーカードと紐付けられた、民間が発行する電子証明書の活用」の2つの検討の方向性のうち、スマホ搭載について検討の方向性がまとまり、スマホ搭載JPKIが提供される

資料2

検討の方向性

令和2年11月10日
総務省 情報流通行政局 デジタル企業行動室

3

検討の方向性

◆ マイナンバーカードの公的個人認証サービスは、高いセキュリティでなりすましや改ざんを防ぎ、オンライン行政手続等における本人確認を実現

現在
利用者 → オンライン申請 → 行政機関等
マイナンバーカード読み取り
毎回カードをスマホにかざして読み取る必要

目指す姿
利用者 → オンラインでの本人確認 → 行政機関等
電子証明書 スマホに搭載 読み取り不要
スマホ一つで手続を実現

実現に向けて2つの方向から検討

- カード機能のスマホへの搭載
- 公的個人認証サービスと紐付けられた民間事業者が発行する電子証明書の利活用

6

公的個人認証サービスと紐付けられた民間企業が発行する電子証明書の例

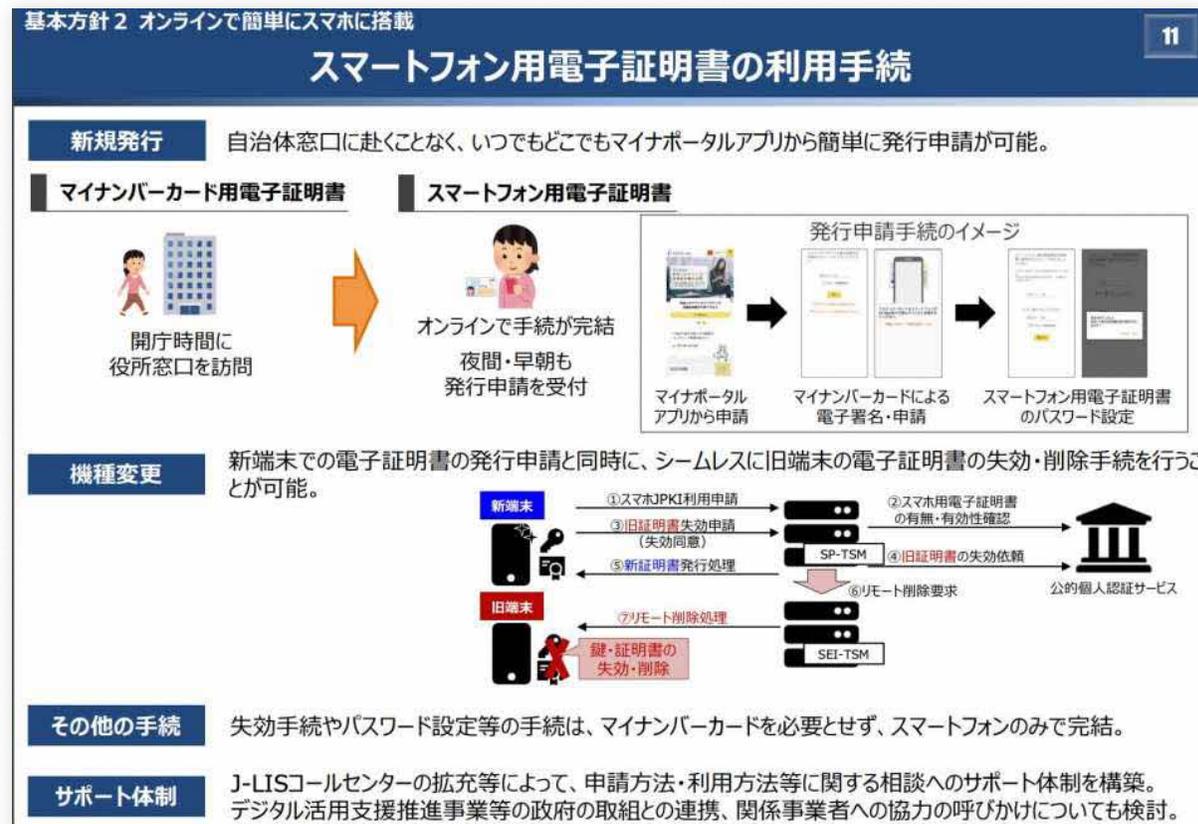
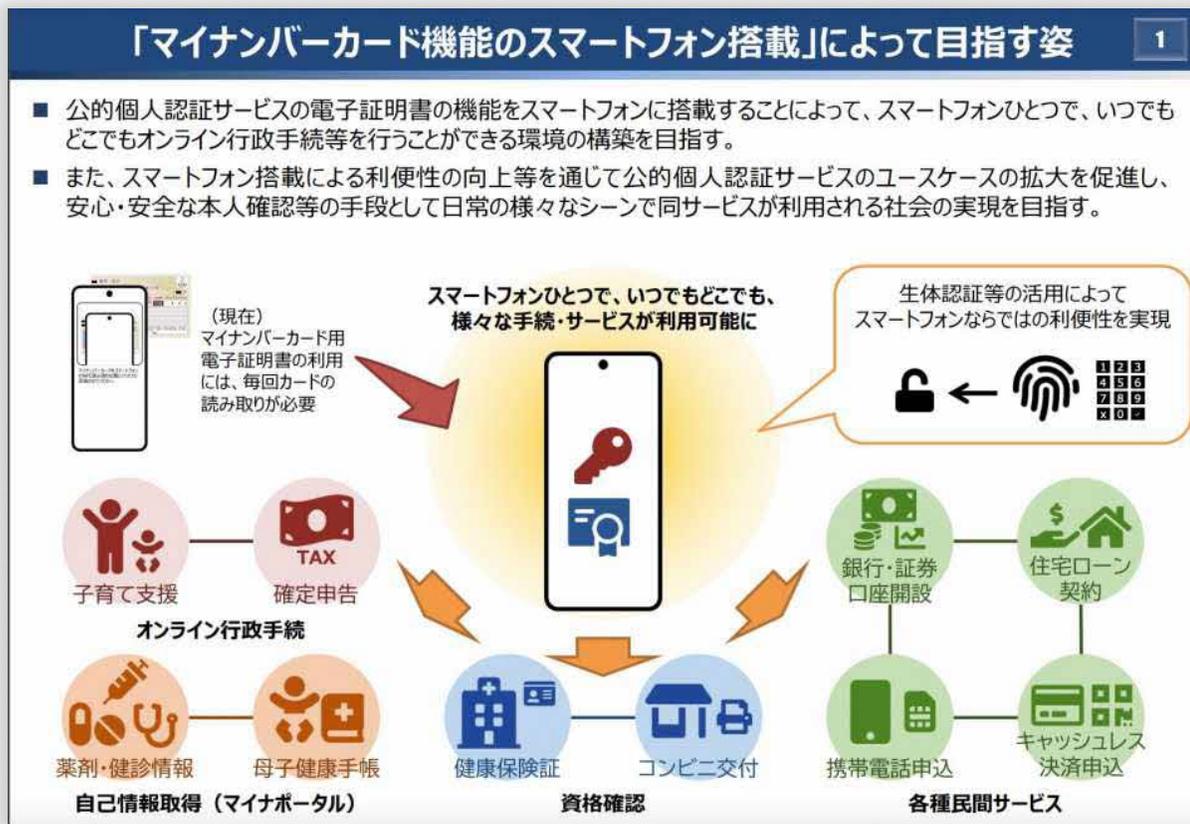
- > xID (クロスアイディ) は、xID (株) が提供する、公的個人認証サービスを活用したデジタルIDアプリ。
- > 公的個人認証法に基づき総務大臣認定を受けたプラットフォーム事業者であるサイバートラスト社と連携。
- > 初回登録時のみスマートフォンでマイナンバーカードの署名用電子証明書を読み取って本人確認を行い、新たな電子証明書を発行することで、その後は読み取り不要で、オンラインサービスへのログインや電子署名が可能。
- > 現在、一部自治体（加賀市）の行政手続や民間の電子契約サービス等で利用可能。

xIDの基本構成

2023年5月11日からAndroid端末のみ提供開始予定

マイナンバーカード機能(JPKI)のスマートフォン搭載について

- 2023年5月11日からAndroid端末のみ対応開始予定(iOSについては対応スケジュール未定)
- マイナポータルアプリをインストールし、マイナンバーカードを読み取って署名用電子証明書で本人確認することで、スマホ内に、スマホ用JPKIの証明書を別途発行
- 以降は、マイナポータルアプリのみで、マイナンバーカードの公的個人認証機能と同等の機能を利用可能に



誰一人取り残されないデジタル社会の実現のための民間IDとの連携・利活用促進 × ID

- マイナンバーカード機能のスマホ搭載と同時に、検討が進められているのが、“公的個人認証と紐付けられた民間電子証明書(民間ID)”の利活用促進
- 民間領域における公的個人認証の利活用において重要であり、また誰もがマイナンバーカードの恩恵を受けられる利便性の高いサービスの実現においても官民共創で取り組むべき重要領域

基本方針1 スマホひとつで、様々な手続やサービスが利用可能

10 公的個人認証サービスと紐付けられた民間IDの利活用促進

- 電子証明書の機能を搭載できないスマートフォンからでも各種オンライン手続を行えるよう配慮する必要がある。この観点から、公的個人認証サービスと紐付けられた民間ID※（以下単に「民間ID」という。）の利活用を進めることが重要。

※ 「公的個人認証サービスと紐付けられた民間ID」とは、マイナンバーカードの署名用電子証明書による確実な本人確認に基づき利用者に対して発行されるオンライン識別手段全般を指し、電子認証局によって発行される電子証明書を想定。ただし、電子署名法に基づく認定認証業務において発行される電子証明書については、既に行政手続での利用が可能であるため、検討の対象からは除く。

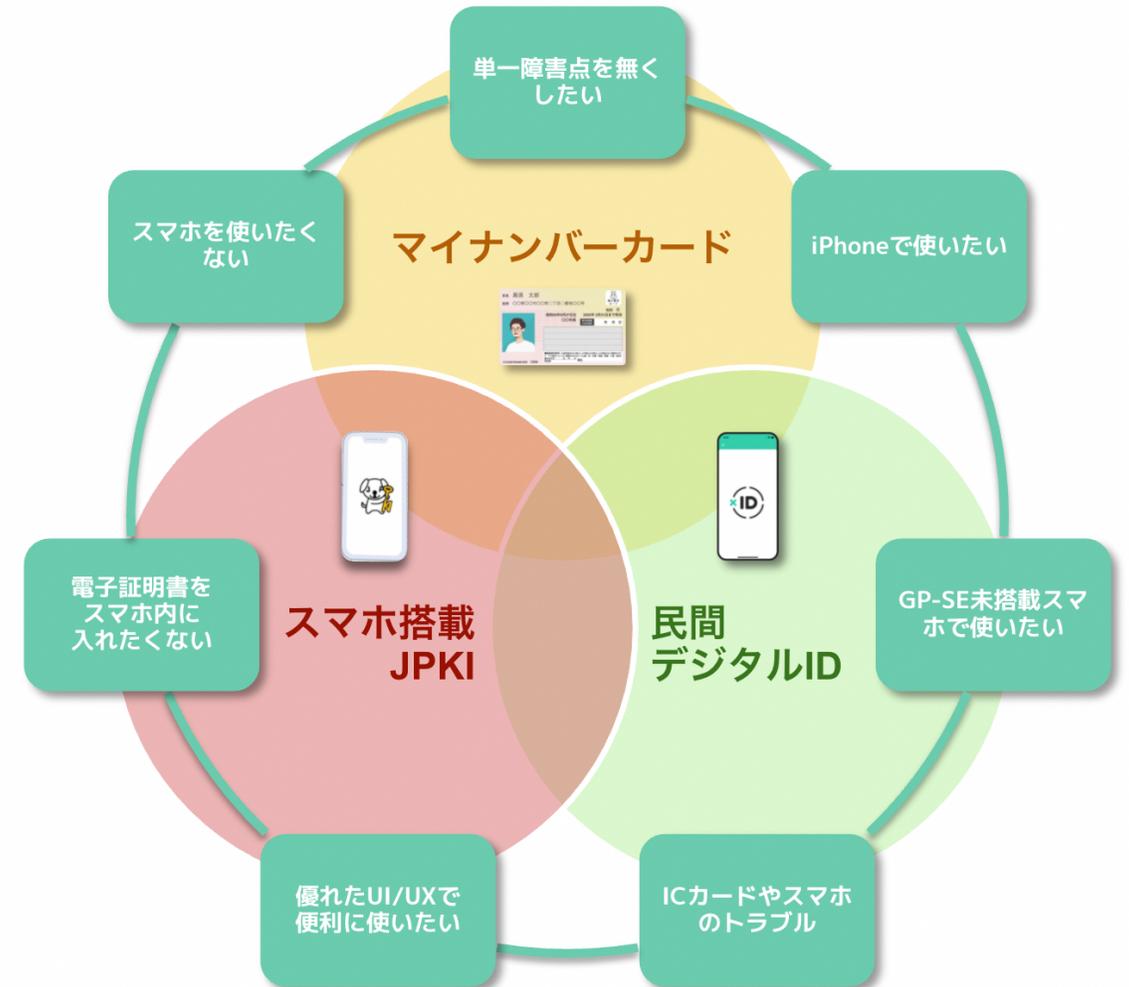
↓

本検討会では、公的個人認証サービスの独自性に基づく観点から、民間IDの利便性向上策について検討。

【利便性向上策】

- ・ 民間IDのトラストアンカーとなった公的個人認証サービスの署名用電子証明書について、その**失効の有無を確認**
 - 公的個人認証サービスの署名用電子証明書は住所異動等の事由により失効するため、その有効性を確認することにより、民間ID発行時の基本4情報（氏名・生年月日・性別・住所）が最新のものかどうか確認可能である。
 - 基本4情報が最新でないことが判明した場合、アプリ等の通知により民間IDの再発行を促すことで、民間IDと紐付いた基本4情報の最新化を促すことも可能となる。
- ・ 令和3年の公的個人認証法改正により可能となった、本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供の仕組みを活用**
 - 事前の本人同意を前提として、民間IDのトラストアンカーとなった公的個人認証サービスの署名用電子証明書が失効した場合であっても、民間IDの発行事業者がJ-LISから最新の基本4情報の提供を受け、当該基本4情報を基に民間IDを再発行することで、民間IDを本人確認に利用する事業者が本人から最新の基本4情報の提供を受けられるようになることも考えられる。

➡ 今後は、民間事業者向けのガイドラインや各種説明会等において、上記の方策とともに民間IDの活用場面を紹介することにより、その利活用の促進と一層の利便性向上を図ることが重要



マイナンバーカードやデジタルIDなどのトラストを担保する仕組みの役割



- 従来、民間企業が発行するID(アカウント)は、あくまで自社サービスにおける顧客管理をし、顧客の囲い込みをするためのツール
- 一人の自然人が複数アカウントを同時に持てる従来の民間発行のID(アカウント)の場合、なりすましや二重申請などが許されない分野での理由には不向き
- 官民共創での社会のデジタルトランスフォーメーションが求められる中、**特定のサービスへ誘導するための囲い込みツールではなく、分野横断的、事業者横断で中立的に利用できるIDの存在は必要不可欠**
- 特に、民間では金融・保険・医療などの分野、また、自治体DXにおいても住民に提供する様々なデジタルサービスでは今後、マイナンバーカードによって本人性の担保された利便性の高いIDによる認証は重要

トラストアンカーには極めて高い信頼性が求められる。

トラストアンカー



マイナンバーカード(JPKI)

スマホ搭載JPKI

「トラストサービス」には、サービス事業者や、その先の利用者に対してきめ細かなサービスを提供することが求められる。
革新性の高いサービスで新たな市場を切り開き、多様なニーズに対して柔軟に選択肢を提供するのは公的機関が得意とする分野ではなく、むしろ様々な民間プレイヤーの活躍が期待される分野である。

トラストサービス

簡単な
導入手続き

取扱いやすい
電子証明書

個人情報の
選択的な認可

低コスト

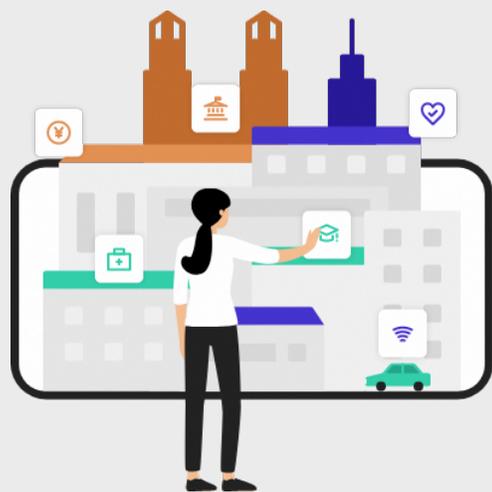
優れたUI/UX

使いやすいAPI

長期署名

民間デジタルID(民間認証局)

サービス提供事業者・自治体



市民向けデジタル行政サービスをもっと便利に

これまでの市民向け行政サービスは、デジタル上での提供を前提として設計されておらず、デジタルIDがなくても役所の窓口を接点として、サービスの提供ができていました。しかし、あらゆる民間のオンラインサービスにアカウント(ID)があるように、行政サービスをデジタル化する上ではデジタルIDの存在は欠かせません。マイナンバーカードと連携することで、“市民に提供されるべきデジタルサービスがきちんと市民の手に届く。”を実現できます。

官民共創・民間サービスとの連携

年に数回しか使わない行政サービスもある中、行政サービスだけでしかIDでは、市民にとっての利便性は十分ではありません。また、従来のように市独自のサービスを導入するだけでなく、様々な民間のサービス(SaaSなど)の活用も今後のデジタル行政には欠かせません。官民双方で利用可能なデジタルIDがあることで、市民にとっての利便性は上がります。

市民一人ひとりに向き合うデジタル化・パーソナライズ

デジタルを活用することで、全体最適なサービスの提供だけでなく、住民一人ひとりに合わせたパーソナライズが可能になる。例えば、自治体ポータルやウェブサイト上でも、住民一人ひとりに最適化された情報を出せるようになることで、その住民にとって重要な情報や手続きのみを即時に知らせることができる。これらを実現するには、デジタル上で住民の認証をし、「その人が誰で」「何を求めている人か？」を認識する必要がある。一般的なWebサービスでは当たり前のことが、行政サービスでもデジタルIDを活用することで可能になる。

参考：自治体が提供する住民サービス上でのID比較表



- 一般的な企業が提供するIDとは本来、企業が顧客の囲い込みや利益誘導のために利用する重要な資産である“顧客”の管理手法です。
- 自治体を利用する民間IDはIDサービスとして独立し、広告やその他サービスでの収益に誘導する必要がなく、取得した情報をその他サービス・事業に活用する必要のないものが望ましい。**プラットフォーム主導のIDの多くは、独立してIDサービスのみを提供することを可能としていません。**
- また、一人の人物が複数のIDを作成できる場合、なりすましや二重申請など不正のリスクもある。ユーザーの一意性を担保しつつ、プライバシーを保護できる仕組みが、住民に安心してデジタルIDを利用してもらうためには必要

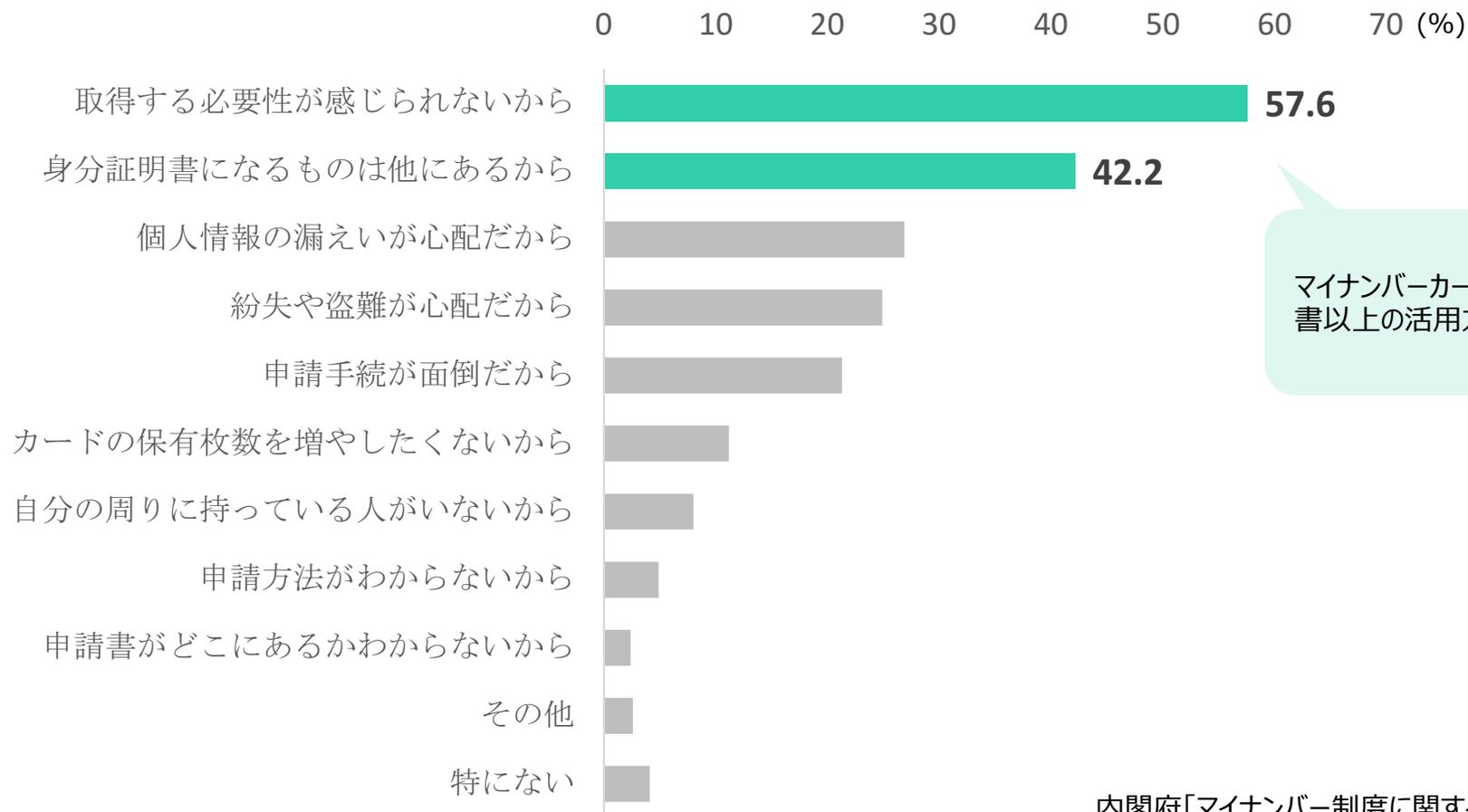
	一意性	セキュリティ	プライバシー	市民利便性	データ連携	コスト
サービスID	 複数アカウントの作成が可能	 2段階認証もあるが乗っ取り等あり	 情報が企業に蓄積活用される恐れ	 日常に浸透している	 サービスごとにID連携が必要	 無料が多い
市の独自ID	 ものによる	 ものによる	 ものによる	 ものによるが独自開発	 市域を超えた連携が困難	 個別開発コストが生じる
画像解析eKYC (IDではなく本人確認手段)	 —	 技術進歩で画像が偽造される懸念あり	 情報が企業に蓄積される恐れ	 画像アップロード等の手間	 —	 ものによる

内閣府調査：マイナンバーカードを取得しない理由は「必要性」を感じないが1位



- マイナンバーカードをさらに普及させるためには、ポイント付与による取得促進だけではなく、カード取得後の活用場面・利便性を伝えていくことが必要。また、身分証明書としての利用以上の価値提示が大切

■ マイナンバーカードを取得しない理由



マイナンバーカードの必要性、身分証明書以上の活用方法が伝わっていない

n=886

内閣府「マイナンバー制度に関する世論調査（平成30年度）」



施設予約：窓口登録が不要！オンライン施設予約



- 公共施設・市区町村が運営しているスポーツ施設や文化施設など、自治体が運営する施設に対する予約受付を行うWebシステム
- 従来は初回利用時に役所の窓口で本人確認が必要
- マイナンバーカードを利用することでオンライン上で**施設の利用登録から予約**まで可能に

従来の課題

窓口業務の負担が多い、本人確認に手間が発生している

決済機能がなく支払いは対面

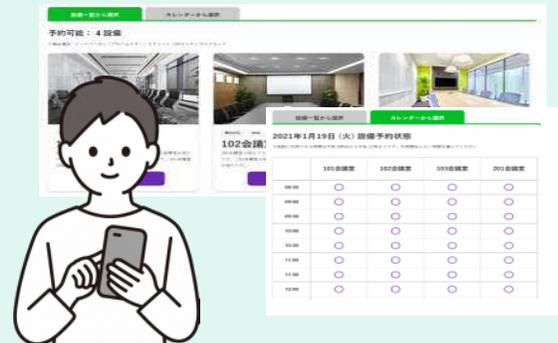
施設予約ページが分かりにくく、気軽に予約できない

電話での問い合わせが多く、管理画面が使いにくい



解決策

スマホの生体認証を活用した いつでも簡単に安全に利用できる施設予約システム



①自治体の施設予約サイトにアクセスし、マイナンバーカードやデジタルIDで本人認証



②予約後、施設の利用が可能

参加型合意形成プラットフォーム：住民参加の新しい仕組み作り



- 行政と市民を繋ぎ投票、アイデア募集などが可能なプラットフォームです。
- 匿名での参加も可能ですが、マイナンバーカードを連携をした市民は匿名のユーザーよりも投票権、アイデアを尊重

従来の課題

市民の意見を
取り入れづらい

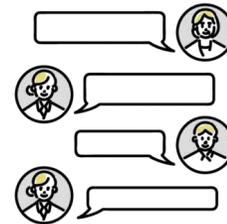
匿名ユーザーからの
責任のない投稿

オンラインで
市民と議論する場がない

複数アカウントでの
登録が可能

解決策

住民参加の政策作りをよりセキュアに



アイデアを募る



議論をする



投票する



結果の確認中止、
継続の判断を行う



マイナンバーカード認証を行うことで

- 本人性が担保される(住民認証)
- 複数アカウントの作成が困難

- 従来の地域通貨アプリは、“地域”で使われていることが担保、把握できる“通貨”
- マイナンバーカードを連携することで、正確な4情報（氏名/性別/住所/生年月日）を取得し、住民が利用しているのか、市外在住利用者が多いのかを正確に把握が可能
- それにより“地域の人”が使っている“通貨”であるかどうか？の計測や、関係人口による利用割合などの分析も可能に
- また、地域通貨による給付事業への活用や、別サービスからのポイント付与の際のデータ連携が実現可能に

従来の課題

マイナンバーカード所有者に給付金を実行したい

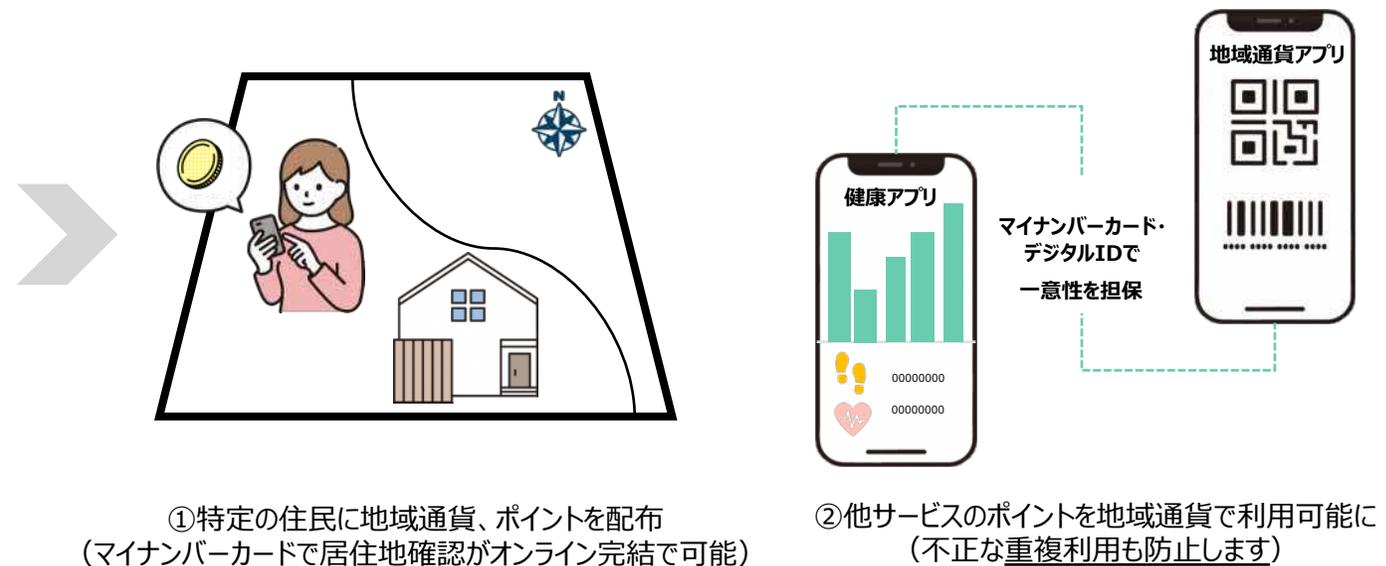
地域を特定したデジタル通貨の配布が困難

手軽に地域通貨をスタートしたい

他サービスのポイントを地域通貨で還元したい
例) 健康ポイントを地域通貨で付与

解決策

マイナンバーカード普及促進による、地域に寄り添うデジタル通貨の実現



- 図書館に足を運ばずとも、お持ちのスマホやPCで電子書籍を無料で借りて読むことができるサービス
- マイナンバーカードと連携することで電子図書館初回利用時の住民登録がオンライン完結で実現

※下記図はイメージになります。

従来の課題

初回利用時に
窓口で申し込みが必要

図書カードの
発行が必要

職員の窓口対応
増加

利用したい時にすぐに
利用できない



解決策

いつでも、どこでも利用可能な電子図書館



マイナンバーカードで電子図書館サービスに
ログイン



すぐに電子図書館サービスが
利用可能に

- 異なる事業者間や自治体が保有する個人データを連携する場合必要となる個人認証基盤として、高いセキュリティ強度と利便性を兼ね備えたID認証サービスを実現

※下記図はイメージになります。

従来の課題

事業者ごとに本人確認の強度が異なる

事業者ごとに持つデータがそれぞれ同一個人のものか判定するのが難しい

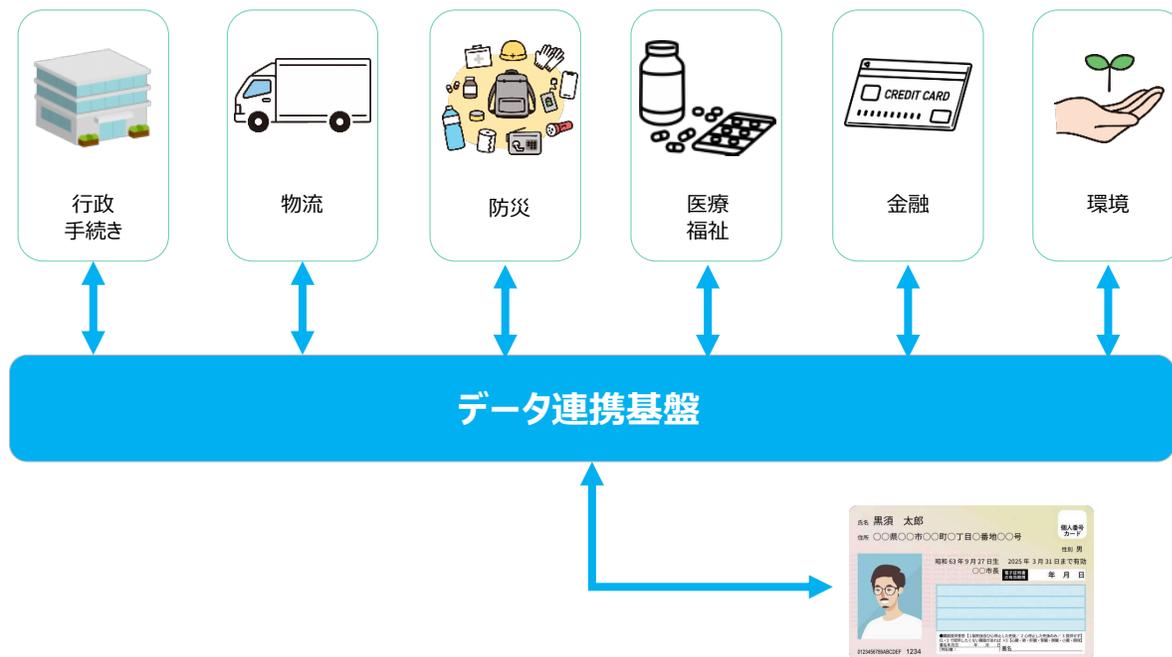
民間では利用者用電子証明書の利用制限がある

官民連携の際、民間側でのマイナンバーカード利用コストが高い



解決策

データ連携基盤における共通ID



- 自治体及び民間事業者等に対する引っ越しに伴う手続きを一括で行うことが可能となるよう、これらの手続きの窓口となるオンラインサービスを提供
- マイナンバーカードを民間ID(民間電子証明書)と連携して活用することにより民間事業者への電子証明書(識別子)の連携がスムーズに

従来の課題

事業者ごとに引っ越し
手続きが必要

利用者用電子証明書のシ
リアル番号が民間事業者で
は活用が難しい

事業者が多岐に渡り
手漏れが発生する

何度も同じ情報を
入力する必要がある

解決策

ワンスオンリー住所変更の実現



マイナンバーカードを活用し、
ワンスオンリーで住所変更



ガス、電気、水道



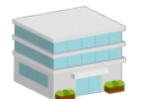
モバイルキャリア



銀行(金融系)



郵便、配送



行政機関

マイナンバーカードやデジタルIDは業務効率化に留まらず、“自治体と住民の関係性を変えうる”もの

地方自治の本旨

団体自治

住民自治

関係性の変化の例示

住民個人に最適化された
ホームページ



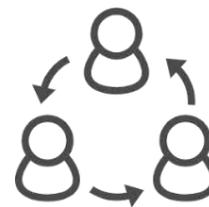
関係性が蓄積され、利用するたびに良いものになる。**申請主義からの転換**

選挙時以外での多様な
住民参加



個人の意見が市民の意見として受け入れられる仕組み

転出者を含む「関係人口」
の参加



関係人口（ターゲット）を明確化。関係性を継続する

地域に貢献した人が評価
される仕組み



地域貢献が可視化・評価され、他の地域でも通用する

あらゆるデータがつながることで、新しい価値創造やこれまで実現できなかった課題解決をすることができる、データと共に生きるデジタル社会。デジタルIDは個人情報を守りながら活用するための信用コストを下げる重要なインフラです。

